

第9回地域共生社会の在り方検討会への意見

市川市よりそい支援事業がじゅまる＋ 朝比奈ミカ

1. 多機関協働事業の取り扱いについて

2025年3月12日に厚生労働省が開催した「社会・援護局関係主管課長会議」において、今後の重層的支援体制整備事業の交付金の交付に際して、多機関協働事業の外部委託を認めないとする方針が伝えられました。

【令和7年3月12日 厚生労働省 社会・援護局関係主管課長会議 資料より（抜粋）】

④ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業の重層的支援体制整備事業実施要綱における取扱いの明確化

○ 多機関協働事業は、同事業実施要綱に定めるとおり、

- ・ 重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと
- ・ 単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行うこと
- ・ これらの取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる者の連携の円滑化を進め、市町村における包括的な支援体制の整備を支援することを目的とする事業であり、重層的支援体制整備事業の全体像を把握した上で、支援者を支援する機能や事業全体のマネジメントを行う司令塔の機能を担うものである。

○ この目的に照らせば、多機関協働事業は、行政ではない外部の事業者が上記の多機関協働事業の事業目的を達成することは困難であるため、原則として包括的な支援体制の整備主体である市町村が、責任を持って自ら多機関協働事業を実施すること（交付金の交付に際しては、多機関協働事業を外部に委託することは認めないこと）とする。（同事業実施要綱の、同事業実施主体に係る規定の改正も行う。）

○ 「多機関協働事業は、行政ではない外部の事業者が上記の多機関協働事業の事業目的を達成することは困難である」という表現には違和感があり、「行政ではない外部の事業者のみで…達成することは困難である」とするのが適当であると考えます。市町村が支援体制整備の主体としてあるのは当然で、委託先がある場合には主に1つめ・2つめの項目についての実務を担い、市町村は委託先により把握された状況を勘案しながら、3つめの全体のマネジメントや司令塔の機能を担うというのが望まれるあり方ではないでしょうか。

○ 基礎自治体の福祉部局は、各分野の制度が複雑さを増して事務管理や会議開催等の業務が増え、住民の暮らしに直接関わる時間が減っています。また、包括的な体制が目指される一方で、各制度の進展の様相には統合よりも専門分化のベクトルが働いている印象があります。結果、困難を抱える世帯への関わりは分断され、わざわざ「連携」を強調しなければせつかくの関係者の働きもつながらず、効果を上げにくくなっています。

地域社会は変容が進み、孤立が深刻化して住民の抱える課題が一層複雑化している点は論を待たないところです。孤立の解消に向けてはさまざまな関係者が総力を挙げて取り組む必要があり、地域共生社会に向けた包括的な支援体制づくりは、それぞれの地域が現状を踏まえ、それぞれの地域なりの処方箋

として描かれるべきものと理解しています。

○千葉県市川市において私たちの法人は多機関協働、参加支援、アウトリーチの事業の委託を受けていますが、そのうち多機関協働事業の仕様書では、下記の3点が定められています。

- ・よりよい支援事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関と一緒に検討する。
- ・単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題について事例調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランを策定して実行する。
- ・事業に関わる関係者の連携の円滑化を進め、市川市における包括的な支援体制の構築につなげていく。

これらの取り組みは、当然、委託者である市川市との二人三脚で進めています。ベースとして20年にわたる千葉県中核地域生活支援センターの活動の積み上げがあり、事業実施前の行政との協議では中核センターの活動の延長線上でイメージを共有することができました。少なくとも人口規模が一定以上の自治体における多機関協働事業は、行政でなければできないことと、民間ならではの機動性や柔軟性、幅広いネットワークや蓄積されたノウハウを生かしてできることの両方のチャンネルがあって、初めて可能になると感じています。

○前回の検討会の席上、子ども・若者の孤立の深刻さについて発言させていただきました。転々と居所を変えていく彼らを各地の支援につなげようと試みますが、現在地の行政につなぐことができるのはほんの一部です。包括的な支援体制を標榜していても現実には未だ途上で、多くの地域ではまずは民間の支援団体に頼らざるを得ません。かつてホームレス支援やひきこもり支援がそうであったようにです。しかも民間資金で先験的に取り組む民間団体が、全国にあまねく存在しているわけではありません。現在地でどこにも、誰ともつながれなければ、彼らは無色透明の存在として社会から認知されず、生存すら脅かされていきます。そんなことにはならない地域や社会のあり方を模索していくのが、包括的な支援体制づくりなのではないでしょうか。

一部の関係者から「包括的な支援体制はできているから大丈夫」という認識を聞くにつけ、中核センターを始めたときに地元自治体の職員から「市の窓口は整っていて分担はできているから、がじゅまるに相談する市民はいないと思う」と言われたことを思い出します。すでに見えているニーズにしか注目しなければ、見えにくいニーズは永遠に埒外に置かれます。常に見直しが必要という点はその通りで、その見直しも、行政だけではない多様な立場からの視点と情報が無ければ表面的なものに終わってしまいます。

○自治体の取り組みに極端な温度差があり、多機関協働事業の実施状況についての厚生労働省の危機感も理解するところです。ただ、多機関協働事業は直営のみとする方針転換がその帰結だとすると、それで本来の目的を達成できるのか、危惧を抱かざるを得ません。自治体を動かしていくためにも、多様なチャンネルを用意しておく必要があります。

市町村が実施する多機関協働事業について、一部委託の選択肢を残すべきであると考えます。

2. 本検討会議における検討との関係について

○本検討会議の開催要綱には、検討事項として「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の概念の再確認、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、包括的支援体制の整備及び重層

的支援体制整備事業等に関する今後の方向性)」とあります。今回の方針転換について本検討会議の席上では事前に説明がなかったと認識していますが、それは議論の大勢に影響がないと判断されたからでしょうか。

○この件について、本検討会議における検討との関係と、そのように判断された理由を教示いただければと思います。